

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十六号

職員の旅費に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する規則（昭和二十八年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程」を「運賃の算出の基礎となつた路程」に改め、同項第二号中「海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程」を「海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程」に改め、同項第三号中「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第一百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる路程」を「実測その他信頼するに足る方法により計測又は地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程」に改め、同条第二項中「前項」を「前項第一号又は第二号」に、「同項」を「当該各号」に、「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができます」を「前項第三号の規定に準じて計算することができる」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、職員の旅費に関する条例及び特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第四十五号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の職員の旅費に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に出发する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。